

宮崎市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱 新旧対照表

新	旧
(提供拒否の禁止) 第 10 条 (略) <u>(適正なサービス提供の確保)</u> <u>第 10 条の 2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。</u> (第 1 号事業支給費を受けるための援助) 第 16 条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（<u>介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画をいい、</u>省令第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第 1 号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第 1 号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。 (運営規程) 第 27 条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪	(提供拒否の禁止) 第 10 条 (略) (第 1 号事業支給費を受けるための援助) 第 16 条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪問サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画（省令第 83 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）の作成を介護予防支援事業者等に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、第 1 号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者等に関する情報を提供することその他の第 1 号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。 (運営規程) 第 27 条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、指定介護予防型訪

問サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) ～ (6) (略) <u>(7) 虐待の防止のための措置</u> (8) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等) 第29条 1～3 (略) <u>4 指定介護予防型訪問サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (衛生管理等) 第30条 1～2 (略) <u>3 指定介護予防型訪問サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機(以下、「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果につ</u>	問サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) ～ (6) (略) <u>(7) その他運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等) 第29条 1～3 (略) (衛生管理等) 第30条 1～2 (略)
---	---

<u>いて、従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> <u>(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u> <u>(業務継続計画の策定)</u> <u>第30条の2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 指定介護予防型訪問サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>(2) 指定介護予防型訪問サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> (掲示) 第31条 (略) <u>2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事</u>	(掲示) 第31条 (略)
---	-----------------------------

業所の掲示に代えることができる。

(不当な働きかけの禁止)

第34条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士若しくは主任介護支援専門員等、居宅要支援被保険者等（介護保険法第105条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）又は介護予防支援事業者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(事故発生時の対応)

第38条 (略)

(虐待の防止)

第38条の2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を

(不当な働きかけの禁止)

第34条 指定介護予防型訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(事故発生時の対応)

第38条 (略)

定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(記録の整備)

第40条 (略)

(書面の保存等における情報通信の技術の利用)

第40条の2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが想定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防型訪問サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(この項において「交付等」という。)のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(記録の整備)

第40条 (略)

(指定介護予防型訪問サービスの具体的取扱方針) 第４２条 訪問介護員等の行う指定介護予防型訪問サービスの方針は、第５条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (１)～(１０) (略) (１１) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防型訪問サービス計画の変更を行うものとする。 (１２) 第１号から第１０号までの規定は、前号に規定する介護予防型訪問サービス計画の変更について準用する。 <u>(１３) 指定介護予防型訪問サービス事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> 第３章 介護予防型通所サービス (運営規程) 第５７条 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (１)～(９) (略) <u>(１０) 虐待の防止のための措置</u> (１<u>１</u>) その他運営に関する重要事項	(指定介護予防型訪問サービスの具体的取扱方針) 第４２条 訪問介護員等の行う指定介護予防型訪問サービスの方針は、第５条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。 (１)～(１０) (略) (１１) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防型訪問<u>介護</u>サービス計画の変更を行うものとする。 第３章 介護予防型通所サービス (運営規程) 第５７条 指定介護予防型通所サービス事業者は、指定介護予防型通所サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (１)～(９) (略) (１<u>０</u>) その他運営に関する重要事項
---	--

ところによるものとする。 (1) ～ (12) (略) <u>(13) 指定介護予防型通所サービス事業者は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> <u>(14) 指定介護予防型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</u> (準用) 第67条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、<u>第30条第3項、第30条の2、第31条から第33条まで、第35条から第39条まで及び第40条の2</u>の規定は、指定介護予防型通所サービスの事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第57条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防型通所サービス従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防型通所サービス従業者」と読み替えるものとする。 (運営規程) 第78条 指定訪問型家事援助サービス事業者は、指定訪問型家事援助サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事	ところによるものとする。 (1) ～ (12) (略) (準用) 第67条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第24条、第25条、第31条から第33条まで<u>及び</u>第35条から第39条までの規定は、指定介護予防型通所サービスの事業について準用する。この場合において、第9条及び第31条中「第27条」とあるのは「第57条」と、「訪問介護員等」とあるのは「介護予防型通所サービス従業者」と、第25条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防型通所サービス従業者」と読み替えるものとする。 (運営規程) 第78条 指定訪問型家事援助サービス事業者は、指定訪問型家事援助サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事
--	---

項に関する規程を定めておかなければならない。 <u>(1)</u> 事業の目的、運営の方針、事業所名称、事業所所在地 <u>(2)</u> 従事者の職種、員数及び職務の内容 <u>(3)</u> 営業日及び営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間 <u>(4)</u> 訪問型家事援助サービスの内容及び利用料その他の費用の額 <u>(5)</u> 通常の事業の実施地域 <u>(6)</u> 緊急時等における対応方法 <u>(7)</u> 虐待の防止のための措置 <u>(8)</u> その他運営に関する重要事項 (準用) 第 80 条 第 9 条から第 26 条まで及び第 29 条から 40 条の 2 までの規定は、指定訪問型家事援助サービスの事業について準用する。この場合において、「サービス提供責任者」とあるのは「家事援助サービス提供責任者」と、「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と読み替えるものとする。	項に関する規程を定めておかなければならない。 <u>(1)</u> 事業の目的、運営の方針、事業所名称、事業所所在地 <u>(2)</u> 従事者の職種、員数及び職務の内容 <u>(3)</u> 営業日及び営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間 <u>(4)</u> 訪問型家事援助サービスの内容及び利用料その他の費用の額 <u>(5)</u> 通常の事業の実施地域 <u>(6)</u> 緊急時等における対応方法 <u>(7)</u> その他運営に関する重要事項 (準用) 第 80 条 第 9 条から第 26 条まで及び第 29 条から 40 条までの規定は、指定訪問型家事援助サービスの事業について準用する。この場合において、「サービス提供責任者」とあるのは「家事援助サービス提供責任者」と、「訪問介護員等」とあるのは「従事者」と読み替えるものとする。
--	--